

財務省告示第二十五号

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号) 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定

により平成十五年十一月十三日に買入消却した國債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 穎一

(別表)

合 計											利付 国庫債券 (二十年)	利付 国庫債券 (十年)	国債の名称	記号
	"	"	"	"	"	"	第二百六回	第二百四回	第二百四回	第二百四回				
第 十 回	第 十 回	第 九 回	第 九 回	第 八 回	第 七 回	第 七 回	第二百六回	第二百四回	第二百四回	第二百四回	円二百三十二億	八十億円	額面金額の 総額	
円四 百九 十六億 円	二 十 四 億 円	十八 億 円	十 億 円	一 億 円	一 億 円	四 億 円	六 億 円	三十 億 円	六十 億 円	三百 億 円	三十 億 円	額面の金額 の買入価格		
百 二 十 一 円 八 十 四 錢	五 百 厘 二 十 一 円 八 十 一 錢	百 二 十 二 円 三 十 九 錢	三 百 厘 二 十 二 円 三 十 三 錢	厘 百 二 十 二 円 十 六 錢	厘 百 二 十 二 円 二 十九 錢	厘 百 二 十 二 円 二 十七 錢	百 三 円	九 十 八 錢	百 四 円	四 十 三 錢	百 四 円	四 十 一 錢	百 圓 六 厘	百 圓 六 厘